

阿賀町下限面積（別段面積）

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による、下限面積に代わる別段面積は次のとおり。

区 域	農地法第3条第2項第5号の面積 (単位：アール)
阿賀町全域 (ただし、下記の地域を除く)	3 0
・ 奥田及び津川1区から津川13区まで、 小野戸、芦沢、後地、雲和田、上ノ山の 区域	1 0
・ 西、赤岩、角島、京ノ瀬、大牧の区域	2 0
・ 大鹿瀬・向鹿瀬、深戸、角島の区域	2 0
・ 町の定住促進事業等により移住定住しよ うとするものが取得しようとする農地 (但し、阿賀町空き家等情報登録制度へ登 録したものに限り)	0 . 1

※平成21年12月15日施行（阿賀町農業委員会公示第1号）

※平成27年 6月 1日施行（阿賀町農業委員会公示第2号）

※令和 2年 6月 1日施行（阿賀町農業委員会公示第3号）